

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市に所在するC会社に契約社員として採用され、D営業所等の勤務を経て、平成〇年〇月〇日からはE県F市に所在するG営業所（以下「事業場」という。）において、キッチン、バス等の住宅設備機器の図面及び見積書の作成業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日の朝、起床時に首が痛くて動かない状態になったとして、同月〇日、H整形外科に受診し「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、更に翌〇日、I整形外科クリニックに受診し「頸肩腕症候群」と診断された。

請求人は、「頸肩腕症候群」を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、業務内容及び独自に算定した業務量・労働時間を根拠に、請求人が従事したパソコン作業は過重であり、その結果「頰肩腕症候群」を発症するに至った旨を主張している。そこで、請求人の業務内容をみると、請求人は、事業場においてパソコンを使用し、キッチン、バス等の住宅設備機器の図面及び見積書の作成業務に従事しており、主としてキーボードによる入力、マウスによるドラッグ操作等の上肢作業が認められる。
- (2) 上肢障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えていることから、以下、認定基準に基づいて、請求人に発症した疾病の業務起因性について検討する。
- (3) まず、請求人に発症した疾病についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日の朝、起床時に首が痛くて動かない状態になったとして、同月〇日にH整形外科に受診し「頰椎椎間板ヘルニア」と診断されている。同院のJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「Spurlingテスト+、右上肢筋力低下あり、頰椎可動域制限あり」を根拠に「頰椎椎間板ヘルニア」と診断した、と述べている。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にI整形外科クリニックに受診し「頰肩腕症候群」と診断されている。同クリニックのK医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頰肩腕症候群」と診断しているものの、その根拠としては「頰椎MRIにて、C5/6、C6/7にヘルニア有り。

頰から肩甲骨、右手しびれ有り。」とし、病名は「頰椎椎間板ヘルニア」でも良いと思われる、と述べている。さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日にL病院に受診し「頰肩腕症候群」と診断され、同年〇月〇日には、Mクリニックに受診し「頰肩腕症候群」、「頰椎椎間板症」と診断されているが、いずれも診断書のみで診断根拠となるものは示されていない。

ここで、監督署長が依頼した専門医の意見をみると、N医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、H整形外科のX線画像、I整形外科クリニックのMRI画像等から、J医師、K医師共に診断は「頰椎椎間板ヘルニア」で、加齢性変化による変性が基盤にあって発症した可能性が高いと述べ、更にP医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時のX線画像上変性変化を認め、MRIでは右C6／7レベルに椎間板ヘルニアを認める。したがって、右上肢の痛み、しびれはこのヘルニアによるものと考える。」と述べ、両医師ともパソコン作業が発症の原因とは認めがたいと述べている。

これらの医証を総合的にみて、当審査会としては、請求人の症状の原因となっている主たる疾病は、頰椎の加齢に伴う経年性変化を基盤とする「頰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

- (4) したがって、当審査会としては、請求人の本件疾病は認定基準の認定要件を満たすものとは認められないことから、本件疾病は業務により発症したものと認められないと判断する。

なお、請求人はパソコン作業の過重性についても主張しているが、事業場が提出した「請求人の〇年〇月から〇月新規受注登録件数、「請求人の〇年〇月から〇月見積り&図面作成件数」及び「請求人の月次勤務時間記録表」を基に請求人の業務量を集計し、過重性はないとするに至った監督署長の判断について、当審査会としても改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。